

福岡県環境保全型農業直接支払交付金交付要綱

制 定	平成23年	4月	1日	22農安第2748号
改 正	平成23年	7月	20日	23農安第954号
改 正	平成24年	4月	1日	23農安第3689号
改 正	平成24年	11月	27日	24経技第4412号
改 正	平成25年	5月	16日	25食地産第468号
改 正	平成26年	1月	7日	25食地産第655号
改 正	平成27年	6月	15日	27食地産第704号
改 正	平成28年	4月	1日	27食地産第3150号
改 正	平成30年	4月	1日	29食地産第2612号
改 正	平成31年	3月	14日	30食地産第2426号
改 正	令和2年	4月	30日	2食地産第91号
改 正	令和2年	12月	28日	2食地産第2833号
改 正	令和4年	4月	25日	4食地産第98号
改 正	令和5年	5月	29日	5食地産第221号

(趣旨)

第1条 知事は、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するため、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知。以下「環境交付等要綱」という。）に定める環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境交付金」という。）及び日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号。以下「推進交付等要綱」という。）に定める推進交付金のうち環境交付金に係る推進事業に要する経費（以下「推進交付金」という。）に対し、予算の範囲内において市町村に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金等交付の対象及び補助率)

第2条 前条に規定する経費及びこれに対する補助率等は、別表に定めるとおりとする。

(経費の流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる1及び2の事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する交付申請は、福岡県環境保全型農業直接支払交付金交付申

請書（別記様式第1号。以下「交付金交付申請書」という。）によるものとする。

2 交付金交付申請書の提出時期は、知事が毎年度別に定める日までとする。

（交付金の交付の決定）

第5条 知事は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、決定通知書を市町村長（以下「補助事業者」という。）に送付するものとする。

（交付金の遵守事項）

第6条 補助事業者は、環境交付等要綱及び環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「環境実施要領」という。）並びに推進交付等要綱及び日本型直接支払推進交付金実施要領（平成28年4月1日付け27生産第2855号及び平成28年4月1日付け27農振第2219号。以下「推進実施要領」という。）に従わなければならない。

（申請内容の変更の承認等）

第7条 補助事業者は、第4条の交付金交付申請書の記載事項について、別表に掲げる重要な変更を加えようとするときは、福岡県環境保全型農業直接支払交付金変更承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（概算払の請求）

第8条 補助事業者は、環境交付金及び推進交付金の概算払を受けようとするときは、福岡県環境保全型農業直接支払交付金概算払請求書（別記様式第3号。以下「概算払請求」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による概算払請求書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、環境交付金及び推進交付金の概算払をするものとする。

（状況報告等）

第9条 補助事業者は、推進交付金について、事業の円滑な実施を図るため交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

この場合において補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等について自らの責任において処理しなければならない。

2 補助事業者は、環境交付金及び推進交付金の交付決定があった年度の12月31日現在において、福岡県環境保全型農業直接支払交付金遂行状況報告書（別記様式第5号）を作成し、当該年度の1月10日までに知事に提出しなければならない。

ただし、知事が別に定める概算払請求書をもって代えることができる。

3 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第10条 規則第13条に規定する実績報告は、福岡県環境保全型農業直接支払交付金実績報告書（別記様式第6号）によるものとし、事業が完了した日から1箇月を経過した日又は環境交付金及び推進交付金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日（環境交付金及び推進交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の4月30日）までに知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第11条 市町村長が、この要綱に基づき知事に提出する書類は、正副2通（所管農林事務所長を経由）とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第4条の規定による交付申請、第7条の規定による申請内容の変更申請、第8条の規定による概算払の請求、第9条の規定による状況報告等及び第10条の規定による実績報告については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「eMAFF」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、eMAFFを使用する方法により交付申請を行う場合において、申請書の提出に添付すべきとされている書類については、全部を書面により提出することを妨げない。

2 前項の規定により行われた申請等については、この要綱に規定する書類等により行われたものとみなして、当該申請等に関する要綱の規定を適用する。

3 補助事業者が第1項の規定により交付申請を行う場合は、eMAFFのサービス提供者が別に定めるeMAFFの利用に係る規約に従わなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条第2号の規定に基づく知事が定める財産は、事業により取得又は効用の増加した価格が1件50万円以上のものとする。

(関係書類の整備)

第14条 規則第10条に規定する関係書類は、環境交付金及び推進交付金の交付が完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、推進交付金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別記様式第7号）その他関係書類を整備・保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、令和6年度までの交付金に適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行する。

なお、改正前の福岡県環境保全型農業直接支援交付金交付要綱に基づく先進的営農活動支援交付金及び環境保全型農業直接支払等推進交付金の交付申請、交付決定にあつては、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月27日から施行する。

なお、改正前に交付決定があつたものについては、従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

なお、改正前に交付決定があつたものについては、従前のおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行し、令和5年度の交付金から適用する。

別表（第2条、第3条及び第7条関係）

事業	経費の内容	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
1 環境保全型農業直接支払交付金	<p>農業者団体等が環境交付等要綱別紙第1の4に規定する活動に要する経費に充てるため、市町村が農業者団体等に対し交付金を交付するのに要する経費。</p> <p>ただし、対象農業者団体等ごとに、環境交付等要綱別紙の第1の5の表、及び環境実施要領別表1に定められた交付金の10アール当たりの単価（以下「交付単価」）に対象活動を実施した面積（以下「交付対象面積」）を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。</p>	<p>交付単価の3/4以内</p> <p>ただし、交付単価のうち、県の負担割合は国の負担割合の1/2とする</p>	<p>交付単価の変更に伴う交付額の変更</p>	<p>別記様式第1号別添の2の交付対象面積の増減</p>
2 日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業）	<p>推進交付等要綱及び推進実施要領により市町村が行う事業に要する推進実施要領第6に定められた次の経費</p> <p>ア 法第6条第1項の規定に基づく促進計画の策定に要する経費</p> <p>イ 推進・指導に要する経費</p> <p>ウ 実施状況の確認に要する経費</p> <p>エ その他環境交付金の実施に必要な事項に要する経費</p>	<p>定額</p>		<p>推進交付金の増及び30%を超える減</p>